組織名が入ります

会　　　則

令和0年　0月0日制定

令和0年　0月0日改正

(名称)

第1条　本会は「組織名」という。

(事務局)

第2条　本会は、事務局を　に置く。

(目的)

第3条　本会は、地域猫の理念のもと地域内に生息する野良猫(特定の飼い主がおらず、外で生活する猫)による環境汚染を防止するため野良猫の増加を抑制するとともに、環境汚染の実態を明らかにし、適切な方法でこれを抑制・防止する方法を計画・実施することを目的とする。

地域猫の理念とは地域の理解と協力を得て、特定の飼い主のいない猫を、その域にあった方法で管理者を明確にし、対象となる猫を把握するとともに餌や糞尿の管理、不妊・去勢手術の徹底、周辺美化など地域のルールに基づいて適切に管理し、これ以上増やさず、一代限りの生を全うさせる理念をいう。

(事業)

第4条　本会は目的を達成するため次の事業を行う。

1. 地域猫の個体識別、実数把握、行動調査
2. 恣意的に行われている餌やりによる環境汚染(餌の腐敗、飛散や烏合による汚染)を避けるために節度ある餌やりと環境保全
3. 適切な猫トイレの選択と配置及び清掃の実施
4. 野良猫のTNR(捕獲、不妊手術、解放)の実施
5. 事業実施に伴う必要な技術、情報の収集
6. 事業推進のための資金調達と運用
7. 記録を残すための作業、とりまとめ、住民への広報活動
8. 事業実施に伴う苦情処理

(会員)

第5条　本会の会員は、原則として目的に賛同する　に居住するものとする。

　　　　　　入・脱会は本人の意思によって決定され、役員会で承認する。

(役員及び職務)

第6条　本会には次の役員を置く。

1. 会長　　0人
2. 副会長0人
3. 会計　　0人

会長は後述する会議を執り行うとともに最終的な結論を下し、これを遂行させる。

また、会の代表として渉外業務を行う。

副会長は会長の任務を支援するとともに会長の指示によりその業務を代行することができる。

会計は会で使用する費用を管理するとともに、猫基金の運用を図る。また、会計監査は、支援団体から会計監査を選任し、受けるものとする。

(役員の任期)

第7条　本会の役員は全て会員の互選とし、任期は　年とする。

　　　　　　但し、再任は妨げない。

(会議)

第8条　会議は定例会議と臨時会議とし、メンバーの発議により会長が招集し、議長となる。

　　　　　　　会議は会長、副会長、会計、会員をもって構成するが、必要に応じて、自治会等支持団体の役員、NPO、個人ボランティア等支援団体の参加を可とする。

(開催)

第9条　(１)定例会議は隔月1回これを開く。但し、必要に応じて臨時に開くことができる。

　　　　　　(2)会議の出席者の過半数により決し、可否同数の場合は議長が決する。

(審議、議決)

第10条　会議では次の事項を審議、議決する。

1. 事業計画の策定及び実施
2. 公表する事案、内容
3. 予算、決算審査、財産の処分
4. 会則の改廃
5. 会の解散
6. その他会長が付議した事項

(会の経費)

第11条　本会の経費は次により賄うものとする。

1. 自治会からの助成金
2. 住民から寄せられる基金
3. その他の収入

(事業年度)

第12条　本会の会計年度は0月0日に始まり、翌年0月0日をもって終了する。

付則１　この会則は令和0年0月0日より実施する。

以上